



山形県公報

平成16年3月31日(水)

号 外(19)

目 次

規 則

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則..... (建築住宅課) ... 1

告 示

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程..... (児童家庭課) ... 同

高速道路関連営農施設等整備事業費補助金交付規程の一部を改正する規程..... (交通基盤課) ... 2

平成15年10月県告示第924号(山形県特定優良賃貸住宅の家賃等)の一部改正..... (建築住宅課) ... 5

道路の区域の変更..... (置賜総合支庁建設総務課) ... 同

一般国道の供用の開始..... (同) ... 6

県道の供用の開始..... (同) ... 同

規 則

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第32号

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則(平成4年10月県規則第60号)の一部を次のように改正する。

別表中

特定優良賃貸あこやアパート	10	山形市	を
特定優良賃貸小立アパート	10	山形市	

に改める。

特定優良賃貸小立アパート	10	山形市
--------------	----	-----

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第410号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年3月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。
第4条の次に次の1条を加える。

（利子補助金の不交付事由）

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利子補助金を交付しないことができる。

- (1) 法人が法人の資産を法人の目的以外のものに不当に使用したとき。
- (2) 法人及び法人が経営する事業において法人の経理規程に違反し不正な契約を行つたとき。
- (3) 法人及び法人が経営する事業において補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項及び山形県補助金等の適正化に関する規則第2条第1項に規定する補助金等について、その請求に関し不正があつたとき。
- (4) 法人が経営する施設において施設利用者からの預り金の保管及び処理に関し不正があつたとき。
- (5) 法人が経営する施設において社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条に基づく社会福祉施設の設備及び運営の基準に従つて適正な施設の運営ができなくなつたとき。
- (6) 法人が経営する施設において施設利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要したとき。
- (7) 社会福祉法第31条に定める設立認可申請の資金計画に係る寄附金の履行が確保されなくなつたとき。
- (8) 社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担（補助）について（平成3年11月25日厚生省社第409号）に基づく施設整備に係る寄附金の履行が確保されなくなつたとき。
- (9) 法人運営及び法人が行う事業の運営に関連し、詐欺、横領、背任その他の犯罪行為があつたとき。

2 知事は、前項各号のいずれかに該当する場合には、利子補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

山形県告示第411号

高速道路関連営農施設等整備事業費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年3月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

高速道路関連営農施設等整備事業費補助金交付規程の一部を改正する規程

高速道路関連営農施設等整備事業費補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1871号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（実施状況報告書）

第6条の2 市町村は、事業実施年度から5年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に基づく耐用年数が5年未満の施設等に係る事業については当該耐用年数に相当する期間）それぞれの年度における事業実施後の状況を、実施状況報告書（別記様式第6号）により、事業主体ごとに、当該年度の翌年度の5月末日までに知事に報告するものとする。

別記様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第6号

山形県知事

殿

年 月 日

市町村長

印

高速道路関連営農施設等整備事業実施状況報告書

年 月 日付け 第 号により高速道路関連営農施設等整備事業費補助金の交付決定の通知があった高速道路関連営農施設等整備事業について、高速道路関連営農施設等整備事業費補助金交付規程第6条の2の規定により、その状況を報告します。

事業実施年度	年度	事業内容	
事業種目			
事業主体名		事業費	
地区名		県補助金	

1 事業実施後の状況

	事業の効果等	組織の活動実績 (事業主体が団体の場合)
1年目 (年)		
2年目 (年)		
3年目 (年)		
4年目 (年)		
5年目 (年)		

(注) 1 事業の効果、機械又は施設の利用状況その他の事業実施後の状況について、総括的に記述すること。
 (注) 2 改善を必要とする場合は、改善方策を記述すること。

2 経営状況

	事業	事業実施後					目標
		実施前	1年目	2年目	3年目	4年目	
(1) 経営内容 (ha)	田						
	畑						
	樹園地						
	採草放牧地						
	山林						
	計						
(2) 農業施設 (棟・m ²)	農舎						
	畜舎						
	ハウス						
	格納庫						
	計						

(3) 農業機械 (台)	トラクター							
	コンバイン							
	田植機							
	乾燥機							
	計							
(4) 家畜等 (頭・羽)	乳牛							
	肉牛							
	豚							
	鶏							
	計							
(5) 農畜産物 販売額 (千円)	米							
	麦							
	大豆							
	果実							
	()							
	()							
	野菜							
	()							
	()							
	畜産物							
	計							

(注) (5)農畜産物販売額の果実及び野菜については、販売額の多いもの2つを記入すること。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

山形県告示第412号

平成15年10月県告示第924号（山形県特定優良賃貸住宅の家賃等）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行する。

平成16年3月31日

				山形県知事	高	橋	和	雄
「 特定優良賃貸あこや町アパート	平成6年度	山形市あこや町二丁目2番13号	64.59	85,000	(1)	51,800	を	」
					(2)	75,900		
					(3)	85,000		
	平成7年度	山形市小立四丁目3番6号	65.41	85,000	(1)	51,800		
					(2)	75,900		
					(3)	85,000		
平成7年度	山形市小立四丁目3番6号	67.75	86,000	(1)	54,200	に改める。」		
				(2)	79,400			
				(3)	86,000			
平成7年度	山形市小立四丁目3番6号	67.75	86,000	(1)	54,200	に改める。」		
				(2)	79,400			
				(3)	86,000			

山形県告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成16年3月31日から同年4月13日までに縦覧に供する。

平成16年3月31日

- | | | 山形県知事 | 高 | 橋 | 和 | 雄 |
|---|--------------------------------|-------|---|---|---|---|
| 1 | (1) 道路の種類 | 一般国道 | | | | |
| | (2) 路線名 | 113号 | | | | |
| | (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長 | | | | | |

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東置賜郡高畠町大字深沼字押出2916番内15から同	2900番1まで	旧	22.4メートル	153メートル
			13.0	
同	上	新	24.1メートル	同上
			13.0	

- | | | | | | | |
|---|--------------------------------|--------|--|--|--|--|
| 2 | (1) 道路の種類 | 県道 | | | | |
| | (2) 路線名 | 梨郷停車場線 | | | | |
| | (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長 | | | | | |

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
南陽市竹原字石仏42番8から同	字下加津木沢26番6まで	旧	9.8メートル	42メートル
			6.4	
同	上	新	9.8メートル	同上
			6.5	

- | | | | | | | |
|---|--------------------------------|----------|--|--|--|--|
| 3 | (1) 道路の種類 | 県道 | | | | |
| | (2) 路線名 | 梨郷赤湯停車場線 | | | | |
| | (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長 | | | | | |

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
南陽市竹原字下加津木沢22番6から 同 22番1まで	旧	14.8メートル と 14.3	メートル 29
同 上	新	15.2メートル と 14.3	同 上

山形県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成16年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成16年3月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 113号
- 2 供用開始の区間 東置賜郡高畠町大字深沼字押出2916番内15から
同 2900番1まで
- 3 供用開始の期日 平成16年3月31日

山形県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成16年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成16年3月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 路 線 名 梨郷停車場線
- (2) 供用開始の区間 南陽市竹原字石仏42番8から
同 字下加津木沢26番6まで
- (3) 供用開始の期日 平成16年3月31日
- 2 (1) 路 線 名 梨郷赤湯停車場線
- (2) 供用開始の区間 南陽市竹原字下加津木沢22番6から
同 22番1まで
- (3) 供用開始の期日 平成16年3月31日